

写

東京南線3,4号線改修工事に係る環境影響予測評価書案
に対する環境影響評価審査書

令和7年12月15日に東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長 金子 禎
則から提出がありました標記事業に係る環境影響予測評価書案に対する神奈川県環
境影響評価条例第20条第1項の規定に基づく環境影響評価審査書は、別紙のとおりで
す。

令和8年6月5日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

I 対象事業の概要

神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第13条に基づき、事業者である東京電力パワーグリッド株式会社から、令和7年12月15日に提出のあった環境影響予測評価書案（以下「予測評価書案」という。）の概要は次のとおりである。

1 事業の名称

東京南線 3, 4 号線改修工事

2 事業者

東京電力パワーグリッド株式会社

3 事業の目的

東京南線 3, 4 号線は、南横須賀変電所と逗子変電所を結ぶ 27.5 万ボルトの送電線路として昭和 39 年に建設されてからおおむね 50 年以上が経過した設備であり、送電線設備の劣化によっては、損壊による公衆災害の発生や電力の供給障害が発生するおそれがあることから、電力の安定供給を図るため、鉄塔ごとに必要な改修工事（鉄塔建替、鉄塔補修、基礎補強）を実施するものである。

4 事業の内容

本事業は、南横須賀変電所から逗子変電所までの区間の 20 基の鉄塔の建替及び 21 基の基礎補強等を行うものであり、このうち「逗子・葉山近郊緑地保全区域」及び「衣笠・大楠山近郊緑地保全区域」にある鉄塔 6 基の建替え及び隣接する鉄塔までの送電線（近郊緑地保全区域内）の移設工事が条例の対象事業に該当する。

鉄塔の建替は既設鉄塔を包み込むように新たな鉄塔を組立てた後、既設鉄塔を撤去する方法で行い、工事は仮設工事（工事用地の伐採、資機材運搬設備の設置等）、基礎工事（基礎の掘削、配筋、コンクリート打設等）、鉄塔組立工事（重機による鉄塔の組立等）、既設鉄塔撤去工事（重機による解体・撤去等）、電線移線工事（既設鉄塔からの電線の移設）、既設基礎部分撤去工事（掘削、地盤面から 1 メートルまでの基礎撤去等）の順で行う。

また、鉄塔建替工事に当たっては、資機材の運搬に、車両のほかにヘリコプターやモノレールを使用することから、仮設ヘリポート、モノレール基地及びモノレールルートを設置することとなっている。

5 事業実施区域

対象事業の実施区域は、横須賀市、逗子市、葉山町の近郊緑地保全区域にまたがり、対象となる送電線の延長が約 3.3 キロメートル、電圧が 27.5 万ボルトとなっているほか、建替鉄塔 6 基分の鉄塔用地やモノレールの用地、仮設ヘリポートの用地などの面積が約 2.7 ヘクタールとなっている。

6 事業実施区域及びその周辺の環境

事業実施区域は三浦半島のほぼ中央の樹林地に位置し、シイ・カシ二次林、オニシバリ・コナラ群集、アカメガシワ・カラスザンショウ群落等が分布している。

当該区域は衣笠・大楠山近郊緑地保全区域及び逗子・葉山近郊緑地保全区域だけでなく、鳥獣保護区や風致地区にも指定されている。

また、送電線線下を大楠山ハイキングコースが横断しているほか、事業実施区域に最も近い環境保全に留意を要する施設として、葉山町の建替鉄塔や仮設ヘリポートの近くには小学校などが存在している。

II 審査会の審議結果等

1 審査会の審議結果について

条例第20条第1項に基づき環境影響評価審査書を作成するに当たり、令和8年1月27日に、条例第75条第3号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、以降4回にわたり審議が行われ、同年4月28日に答申があった。

答申では、立地特性や事業特性を踏まえ、計画を具体化するに当たっては、必要に応じて近隣小学校等関係者と十分協議を行う必要があること、協議の内容については、適宜、関係住民等に丁寧に説明する必要があること、環境影響予測評価書（以下「予測評価書」という。）の作成に当たっては、ヘリコプターの運航条件、試験飛行の実施時期や測定地点などの実施条件、事後調査の実施条件を明示した上で、適切に整理する必要があること、建設副産物の情報を記載した上で、廃棄物となるものの量及び再資源化率について記載する必要があることなどの指摘があった。

2 環境保全上の見地からの意見を有する者からの意見について

条例第17条第1項に基づく環境保全上の見地からの意見を有する者からの意見は、提出されなかった。

3 関係市町長意見について

条例第20条第2項に基づき、関係市町長である横須賀市長、逗子市長及び葉山町長に意見を求めたところ、工事实施区域及び周辺地域の特性を十分に考慮して、予測評価書案に記載された環境保全対策等を講じて、可能な限り環境影響を回避又は低減に配慮して事業を実施し、伐採木についても資源化に努めること、また、工事に際してハイキングコースの通行の支障にならないようにすることなどの意見があった。

III 審査結果

この予測評価書案に対して、関係市町長意見を考慮するとともに審査会の答申を踏まえ、条例第20条第1項に基づき審査した結果は次のとおりである。

1 総括事項

対象事業は、三浦半島の中央部に連なる自然豊かな丘陵地に位置する鉄塔の建替えを行うものであるが、工事車両だけでは資機材を運搬することが難しいため、ヘリコプターやモノレールを使用することから、工事に際し、ヘリコプターの騒音・低周波音、ハイキングコースを横断するモノレール橋の安全面など、関係住民等に影響を及ぼすおそれがある。

こうした立地特性や事業特性を踏まえ、計画を具体化するに当たっては、必要に応じて近隣小学校等関係者等と十分協議を行う必要があること、協議の内容については、適宜、関係住民等に丁寧に説明すること。

また、事業による影響を可能な限り低減する観点に留意した上で、予測評価書の作成に当たっては、次の個別事項に示すとおり、調査等の内容を適切に、かつ明確に記載すること。

2 個別事項

(1) 騒音・低周波音

ヘリコプターの飛行回数や飛行時間帯、飛行期間、運航調整の考え方などの運航条件、試験飛行の実施時期や測定地点、屋外・室内の確認内容などの実施条件、事後調査の実施条件を明示した上で、適切に整理し、予測評価書に記載すること。

また、ヘリコプターの低周波音の予測及び抑制には不確実性があることから、関係住民等との事前の情報共有・確認の方法並びに想定外の影響が確認された場合の対応方針について、予測評価書に記載すること。

(2) 廃棄物・発生土

ア 工事に伴い発生する建設副産物は、金属くずなど有価物として売却し、廃棄物に該当しないとするものであっても、性状や市況によっては廃棄物になり得るものであるため、建設副産物の情報を全て示し、その上で、廃棄物となるものの量及び再資源化率について、予測評価に記載すること。

イ 陶磁器くずについては、全量を有価物として売却するため廃棄物の扱いにはならないとしていたが、再使用可能なものは再使用し、再使用不可能なものは廃棄物として再資源化すると説明したことから、その内容を整理した上で、予測評価書に記載すること。

ウ 現地置きすることとしている伐採木等については、廃棄物に該当するか否かにかかわらず、その量を示し、可能な限り再資源化に努めた上で、現地置きする場合には防災や環境保護の観点から問題はないとする根拠を予測評価書に記載すること。

エ 掘削土量や埋め戻しに必要な土量の記載がないことから、その内容及び表現を整理した上で、発生土量（搬出量）の算出について、予測評価書に記載すること。

(3) 景観

主要な眺望点からの景観の変化において、判断根拠としている垂直視野角及び鉄塔の見え方について、予測評価書に記載すること。

(4) レクリエーション資源

計画されているモノレールルートに関しては、ハイキングコースなどの通行路の上空にモノレール橋を設けて横断するものがあるため、通行者への周知の方法、安全面の配慮などの対策について、予測評価書に記載すること。

以上